

老人福祉センターつつじ荘及び西部福祉センター リスク分担表

区分	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	施設周辺地域との協調、施設の管理業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情・訴訟、要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するもの等管理運営に影響を及ぼす法令の変更	○	
	管理基準の変更を要する法令の変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令の変更		○
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更(消費税等)	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更(法人税等)		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者いずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵及び火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
事業の中止・延期	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
	事業者の責任による遅延、中止		○
	事業者の事業放棄、破綻		○
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○

資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
施設・設備修繕 (大規模修繕)	1件130万円以上を超える大規模修繕費	○	
	原形を変えずの修繕及び模様替等	○	
	その他、指定管理者が市と事前協議の上行うもの		○
施設・設備修繕 (小規模修繕)	1件20万円未満のもの		○
	1件20万円以上のもの(要市との事前協議)		○
	災害等による修繕	○	
	被害の拡大防止等、緊急性から指定管理者が修繕を行うとき(要市との事前協議)		○
施設・設備修繕 (その他)	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵によるもの		○
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外のもの	○	
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理、運営における安全性の確保及び周辺環境の保全(応急措置を含む。)		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰する事由により、第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外のもの	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
送迎バスの保険加入	送迎マイクロバスの任意保険の加入		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途において事業を廃止した場合における事業者の撤収費用及び新しい指定管理者への引継費用		○